

富士市ファミリー・サポート・センター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる社会環境を築くとともに地域の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図るため、富士市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この会則において「センター」とは、富士市に住所を有する育児の援助を受けたい者及び育児の援助を行いたい者で組織する富士市ファミリー・サポート・センターをいう。

2 この会則において「会員」とはセンターに入会した者をいう。

(事業の内容)

第3条 事業の内容はセンターの運営等に関する次に掲げるものとする。

- (1) 会員の募集及び登録に関すること。
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関すること。
- (3) 会員を対象とする相互援助活動に関する講習会及び交流会を開催すること。
- (4) 事業に係わる広報に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(事務局の設置)

第4条 市長は、事業の円滑な運営を図るため、富士市フィランセ内にセンターの事務局を置く。

(入会の手続き等)

第5条 センターに入会しようとする者（以下「入会希望者」という。）は、富士市ファミリー・サポート・センター入会申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の入会申込書を受理し、会員に対して入会を認めるときは、会員名簿（第2号様式）に登録し、富士市ファミリー・サポート・センター会員証（第3号様式。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

3 前項の場合において、入会希望者のうち育児の援助を行いたい者については、市が主催する相互援助活動に関する講習会（別添1）を受講した後、会員証を交付するものとする。ただし、市長が受講の必要がないと認める場合はこの限りではない。

(会員の責務)

第6条 会員は、相互援助活動により知り得た他の会員に関する秘密を他人に漏らしてはな

らない。次条の規定により退会した後も同様とする。

- 2 会員は相互援助活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターに連絡すること。また、相互援助活動中に生じた事故による損害については、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。ただし、損害の賠償、傷害等に備えるため、センターが一括加入した、ファミリー・サポート・センター補償保険を会員に提供できるものとする。

(退会)

第7条 センターを退会しようとする会員は、富士市ファミリー・サポート・センター退会届（第4号様式）を市長に提出するとともに、第5条第2項の会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー等)

第8条 市長は、事業の円滑な運営を図るため、アドバイザー及びサブ・リーダーを置く。

- 2 アドバイザーは第3条に掲げる事業の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) サブ・リーダーの育成及び指導に関すること。
- (2) 相互援助活動の相談に関すること。
- (3) 事業の事務処理に関すること。

3 サブ・リーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行う。

4 市長は、アドバイザー及びサブ・リーダーに対し、予算の範囲内において業務に係る経費を支給することができる。

(相互援助活動の内容)

第9条 相互援助活動の内容は、育児の援助を必要とする0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（以下「子ども」という。）を対象とする（ただし、軽度の病気の時の援助は、小学生以下の児童を対象とする。）活動で、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園又は小学校等（以下「保育所等」という。）の始業時刻前又は終業時刻後に子どもを預かること。
- (2) 保育所等へ子どもを送迎すること。
- (3) 会員の子育て支援に援助が必要なとき子どもを預かること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(援助の実施等)

第10条 会員は育児の援助を依頼したいときは、アドバイザー又はサブ・リーダーに申し込みをするものとする。

- 2 前項の申し込みを受けたアドバイザー又はサブ・リーダーは、前項の会員（以下「依頼

会員」という。)が必要とする援助の内容を援助受付簿(第5号様式)に記載するとともに、援助の内容を提供できる会員(以下「提供会員」という。)を選び、依頼会員に紹介するものとする。

- 3 援助の内容は、依頼会員と提供会員が事前に十分な協議を行い、両者合意の上で決定するものとする。
- 4 提供会員が援助を実施したときは、援助活動報告書(第6号様式)又は【月報】援助活動報告書(第6号様式の2)に実施した当該援助の内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 5 提供会員は、前項の援助活動報告書を1月に1回アドバイザーを経由して市長に提出するものとする。
- 6 軽度の病気の時の援助を希望する依頼会員は、登録時に申し出て、事前説明会を受けるものとする。
- 7 軽度の病気の時の援助を依頼する場合は、事前に必ず医療機関の診察を受け、病児依頼連絡票(第7号様式)と投薬依頼書(第8号様式)に記入し、提供会員に提出してから子どもを預けるものとする。

(依頼会員の遵守事項)

- 第11条 依頼会員は、提供会員に対し、前条第3項の規定により決定された援助の内容以外の援助を要求してはならない。
- 2 相互援助活動を実施する際の子どもの受け渡しは、原則、依頼会員又は同居の親族が行うものとする。ただし、依頼会員が事前にセンターに申し出を行い、且つ、提供会員の承諾を得た者であり、依頼会員が指定する18歳以上の者に受け渡す場合はこの限りではない。
 - 3 依頼会員は、相互援助活動を実施している間は、常に提供会員と連絡を取れる状況を維持するよう努めること。
 - 4 依頼会員は、相互援助活動を実施した後に提供会員に対し、市長が別に定める基準に基づき報酬及び必要な実費(別添2)を支払うものとする。

(提供会員の遵守事項)

- 第12条 提供会員は、相互援助活動を実施するときは、子どもの安全を優先し、次に掲げる事項について遵守しなければならない。
- (1) 相互援助活動において、子どもを預かる場所については、原則として、当該提供会員の現に居住する住宅等で行うものとする。この場合において、子どもの宿泊を伴う援助は実施してはならない。ただし、市長が必要と判断する場合は、第10条第3項を適用する。

- (2) 相互援助活動中は、子どもを預かる場所の安全の確保に努めるとともに、子どもから目を離すことがないようにすること。
- (3) 送迎を伴う相互援助活動においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、安全運転に徹すること。また、当該車両における、各種機能の操作を熟知した上で、安全に操作を行うこと。
- (4) 相互援助活動中は、富士市ファミリー・サポート・センター会員証を必ず携帯し、関係者から請求があったときは、提示すること。
- (5) 第10条第3項の規定により決定された援助の内容以外の援助を行う場合は、必ず依頼会員の承諾を得ること。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この会則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成23年2月1日から施行する。

附 則

この会則は平成28年10月1日から施行する。

附 則

この会則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は令和4年9月1日から施行する。

附 則

この会則は令和8年4月1日から施行する。



富士市ファミリー・サポート・センター入会申込書

※は記入しないでください

1 全員記入してください		※会員番号	※地区名	※ブロック
会員種別	1. 依頼会員 2. 提供会員 3. 両方（依頼・提供）会員			
フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名			（ 歳）	
住所	〒			
	自宅 TEL :		FAX :	携帯 :
	勤務先名		TEL :	
同居家族	配偶者	有・無	職業	1. 雇用労働者（フルタイム・パートタイム） 2. 自営業 3. その他（ ）
	子ども	人		
緊急連絡先	名前		続柄	
	自宅 TEL :		携帯 :	
備考				

2 依頼会員・両方会員希望者は記入してください

フリガナ 児童の氏名	生年月日	園名・学校名	病歴・アレルギーの有無
かかりつけ医	TEL :		車の使用 可・不可

3 提供・両方会員希望者は記入してください

提供できる 日時、等	曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 （週 日）					
	時間	: ~ : （1日 時間）					
車での送迎	可・不可	病児保育	可・不可	障がい児保育	可・不可		
※講習会参加							
免許の種類と経験日数	1. 保育士（ 年）		2. 幼稚園教諭（ 年）		3. 看護師（ 年）		
	4. 保健師（ 年）		5. 小学校教諭（ 年）		6. その他（ ）		
ペット	犬・猫・その他（ ）						
備考							

上記のとおり富士市ファミリー・サポート・センターへの入会を申し込みます

年 月 日

富士市長 様

(表)

富士市ファミリー・サポート・センター会員証		写真 ちょう付	
会員番号	氏名		
生年月日	年	月	日
上記の者は、富士市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。			
年			
月			
日			
富士市長			印
富士市ファミリー・サポート・センター TEL 0545-66-4128 FAX 0545-66-4138			

(裏)

注 意 事 項
1 本証は、相互依頼援助活動を実施するときには必ず携行してください。
2 本証は、関係者から請求があったときは、いつでもこれを提示してください。
3 援助の依頼及び提供はアドバイザー又はサブ・リーダーを通して行ってください。
4 援助を行ったときは「援助活動の報告」に記入し、依頼者より確認のサインを受けてください。
5 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはいけません。
6 相互援助活動の実施や報酬の授受については、センターの会則に従って行ってください。
7 相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
8 相互援助活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターに連絡してください。
9 本証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターへ連絡してください。
10 本証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。
11 退会するときは必ず会員証をお返しください。

第4号様式（第7条関係）

富士市ファミリー・サポート・センター退会届

年 月 日

富士市長 _____ 様

氏 名 _____

下記のとおり退会したいので、会員証を添えて届け出ます。

記

1 会員番号	
2 氏 名	
3 住 所	
4 退会の理由	

【月報】 援助活動報告書 (依頼会員用)

1. 援助実施期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2. 依頼会員 ^{ふりがな}氏名 _____ ^{ふりがな}子どもの名前 _____ (歳)

3. 援助活動の内容

月/日 (曜)	援助内容	時間	加算※	報酬	活動の様子
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	
(/)	送迎 預かり	: ~ : 時間	1 2 3 4	円	

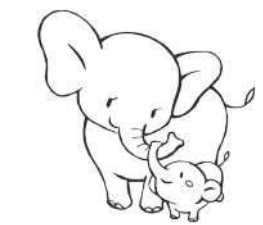
※加算の対象は以下の通り (該当する場合は、上記の各番号欄に○をつける)

- 1 兄弟・姉妹の預かり (2人目から半額) 3 19:00~7:00の預かり (100円増し/H)
 2 土・日・祝の預かり (100円増し/H) 4 病児の預かり (200円増し/H)

4. 報酬など (平日7:00~19:00 1時間 600円)

【内訳】

○報酬	円×	日間	=		円
○交通費	円×	日間	=		円
○その他実費	円×	日間	=		円
○キャンセル料	円				円



合計

上記の通り報告します。 提供会員 地区名 _____ 会員番号 _____ 氏名 _____

上記の通り確認しました。 依頼会員 地区名 _____ 会員番号 _____ 氏名 _____

※提供会員は、3枚目を翌月の5日までにファミリーサポートセンターへ提出してください。

※申請に使用する場合は、署名が必要です。

病児依頼連絡票

記入日 年 月 日

医療機関の診断を下記のとおり受けました。

会員番号		依頼会員氏名	
子どもの名前	性別	男	女
	生年月日	年	月 日生
1 医師の 受診結果	受診日	年	月 日
	医療機関名		
	TEL		
	診断(病名)・指示		
2 前日の様子	(1) 症状		
	(2) 体温(検温)		
	①	時 分 度	
	②	時 分 度	
	(3) 食べたもの		
(4) 排泄(時刻と状態)			
(5) その他			
3 当日の様子	(1) 症状		
	(2) 体温(検温)		
	①	時 分 度	
	②	時 分 度	
	(3) 食べたもの		
(4) 排泄(時刻と状態)			
(5) その他			

投 薬 依 頼 書

保護者に代わって下記のとおり投薬をお願いします。

年 月 日

依頼会員名

- 1 依頼会員の子ども名

- 2 投薬方法 食前 ・ 食後 ・ その他()

- 3 指定時間 (時間毎)

- 4 投薬の量

(別添1)

富士市ファミリー・サポート・センター講習会に関する基準

富士市ファミリー・サポート・センター会則第5条第3項に規定する講習会の基準は、次のとおりとする。

記

提供会員及び両方（提供・依頼）会員は次の表に掲げる講習①をすべて受講しなければならない。
ただし、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、医師、看護師、保健師、栄養士の資格を有する者については、同表中○印の付いている部分の受講を免除するものとする。

講習会①

講習内容	時間	保育士・幼稚園教諭 小学校教諭	看護師・保健師・医師	栄養士	県（市）子育て支援員 研修修了者
1 ファミサポガイダンス	1.5				
2 小児看護の基礎知識	1.0		○		○
3 子どもの発達と心	1.5				○
4 子どもの世話と遊び	1.0	○			○
5 気になる子の対応	1.0				
6 子どもの安全と事故	1.5				○
7 身体の発育と病気	1.5		○		
8 食事とおやつ	1.0	○		○	○
9 サポートするにあたって	1.0				
計	11.0				

(別添2)

富士市ファミリー・サポート・センター報酬及び実費に関する基準

(報酬)

- 1 富士市ファミリー・サポート・センター会則（以下「会則」という。）第11条第4項に規定する報酬の基準は、次のとおりとする。

基本分	昼間（午前7時から午後7時まで）	1時間あたり	600円
	夜間・早朝（午後7時から午前7時まで）	1時間あたり	700円
加算分	土曜日、日曜日又は祝日の場合の加算	基本分の	100円増し
	病気児童等の場合の加算	基本分の	200円増し

- 備考
- 1 加算分は該当事由ごとにそれぞれ加算する。
 - 2 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
 - 3 時間を延長したときは、30分以下は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。
 - 4 兄弟で子どもを預ける場合は、2人目から報酬額を半額とする。この場合の兄弟の順序は年齢の高い順とする。
 - 5 援助活動を廃止したときは、依頼会員は次のとおり報酬を支払う。
 - ・前日までの取り消し……………無料
 - ・当日の取り消し……………依頼した時間数の半額
 - ・無断取り消し……………依頼した時間数の全額
 - 6 低所得者への育児支援を目的とした助成制度を別に定める。

(実費)

- 2 会則第11条第4項に規定する実費の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食事代（ミルク）、おやつ代、おむつ代などについては依頼会員が実費を支払う。
また、依頼会員が特定のを希望する場合は、依頼会員が用意する。
 - (2) 交通費については、公共交通機関、タクシー等を利用する場合は実費を支払う。
また、自家用車での送迎を希望する場合は、相談の上決定する。

(支払の時期)

- 3 報酬等の支払の時期は、次のとおりとする。
- (1) 報酬及び実費の支払いは、援助活動の終了後速やかに支払うこと。
 - (2) 援助活動が長期にわたる場合において、提供会員の了解を得たときは報酬及び実費を1週間分を限度としてまとめて支払うことができる。